



# 成年後見制度利用促進 ニュースレター

2025.1.30 発行  
Vol. 37

## 本号掲載内容



1. 体制整備基礎研修を開催しました
2. モデル事業実施自治体等連絡会を開催
3. 都道府県交流会を開催しました
4. K-ねっとQ&A

### 1. 体制整備基礎研修を開催しました

令和6年10月1日（火）、3日（木）の2日間、体制整備基礎研修を開催しました。

市町村、中核機関、権利擁護センター、社会福祉協議会等から多くの方が受講しました。基礎研修は、権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として、演習を交えた参加型、双方向型のプログラムとなっています。

オンデマンド配信で基礎的な講義を聴講し、ライブ配信でさらに理解を深めるための演習と講義を受講します。地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談支援機能、市町村における協議会運営等、実践者からの報告を受けたり、演習において他市町村、他機関と意見交換・議論を交わしたり、更なる学びを深めました。



受講者 484名

科目（オンデマンド）	科目（ライブ）
成年後見制度利用促進法と基本計画	意思決定支援の基本
権利擁護支援の理解	権利擁護支援の広報
意思決定支援の基本	市町村長申立てと地域連携ネットワーク
成年後見制度の基礎	権利擁護の相談支援機能 (権利擁護支援の検討に関する場面)
関連諸制度について	相談における権利擁護支援の課題分析
市町村長申立てと地域連携ネットワーク	市町村における協議会運営
家庭裁判所について	





## 2. モデル事業実施自治体等連絡会を開催(オンライン/Zoom)



### 連絡会の日程

開催回	開催日	テーマ
1	R6 9/20(金) 10:00~11:30	身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組
2	R6 11/15(金) 10:00~11:30	・法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組 ・支援困難事案に都道府県等が関与する取組
3	R7 1/17(金) 10:00~11:30	「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」 1.包括的な相談・調整窓口の整備 2.総合的な支援パッケージを提供する取組
4	R7 3/7(金) 10:00~11:30	

各自自治体よりモデル事業の取組について進捗状況等のご報告をいただきました。時間の都合でお伝えできなかったこと等については、今後、各取組内容をわかりやすくまとめ、ホームページ等でもご紹介する予定としています。オンラインでの参加状況は、第1回が302か所からの接続、第2回は248か所からの接続がありました。50か所程度という当初の想定を超え、たいへん多くの方にご参加いただきました。第3回、第4回のテーマ「身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業」は、参加者アンケートにおいてもさらに関心度が高くなっています。家族、親族がいても頼ることができない人、単身で生活する高齢者や孤立するリスクの高い人等が抱える生活課題について、先行してモデル事業に取り

組まれている自治体からのご報告です。

連絡会に参加ご希望の方は、都道府県、都道府県社会福祉協議会を通じ、株式会社日本総合研究所よりメールでご案内いたしますので、そちらをご確認ください。

### ご報告いただいた自治体

#### 第1回

豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、大川市、  
山口市、古賀市、京極町

#### 第2回

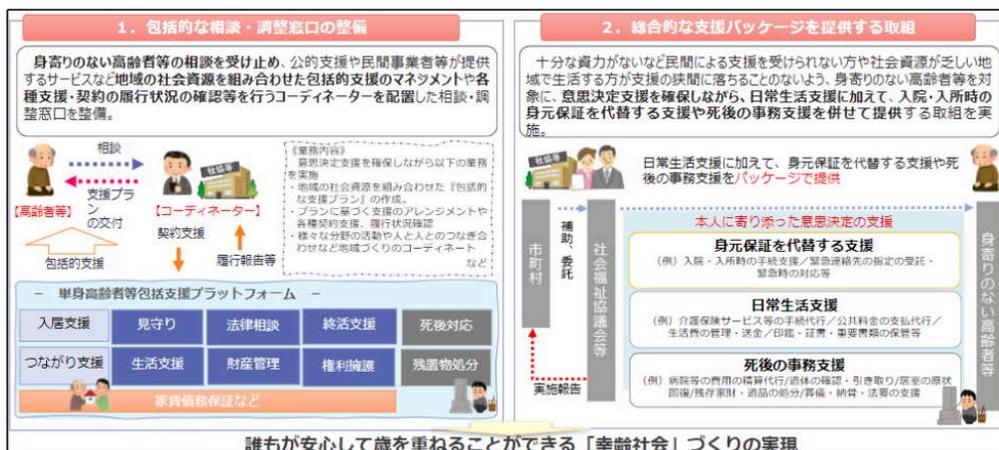
静岡県、京都府、宮崎県、福岡県

#### 第3回

岡崎市、福岡市、川崎市、文京区



### ■参考【身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施】





### 3. 都道府県交流会を開催しました

都道府県交流会は、成年後見制度利用促進の体制整備に関する情報交換や交流の機会として令和4年度にスタートしました。毎回、都道府県の担当者や都道府県社協職員、都道府県が設置した専門アドバイザー等が全国から参加し、熱心な意見交換が行われています。

今回は、令和6年度第2回及び第3回の交流会の様子をご紹介します。

#### 第2回交流会 都道府県アドバイザーとの連携



令和6年9月18日に開催された第2回都道府県交流会では、「都道府県アドバイザーとの連携について」をテーマに、長野県健康福祉部地域福祉課地域支援係推進員 徳永 雄大氏と長野県社会福祉協議会相談事業支援センター主任 佐藤 公治氏からご報告いただきました。



#### 長野県内の中核機関の整備状況

長野県は77市町村と全国的にも市町村数が多く、県内を10圏域に分けて保健福祉事務所を設置しています。中核機関は現在76市町村で整備済みで、広域型が11か所、単独市町村型が6か所となっています。

#### 体制整備の推進のための取り組み

令和6年度は、県内の体制整備の推進のため、担い手（法人後見実施団体）養成研修、中核機関等職員研修会（意思決定支援研修）、市長村長申立て研修等を通じた人材育成のほか、法人後見推進会議や長野県権利擁護支援推進会議の開催、体制整備アドバイザーの派遣等を実施しています。

これらは県社協への補助や委託により実施していますが、県と県社協は密接に連携しています。市町村への支援に関しても、中核機関の運営方法やネットワーク拡大、困難事例への対応等に関することは主に県社協が担当し、補助金や制度に関することは県が対応するなど役割分担をすること

で、それぞれの経験や強みを生かして取り組んでいます。

#### 体制整備アドバイザーの活動例と効果

長野県では、国が実施する研修を受講した県社協の佐藤氏が体制整備アドバイザーを担っており、派遣実績は、令和4年度は11回、令和5年度は17回となっています。

具体的な活動例としては、各圏域の地域連携ネットワーク協議会、委員会、受任調整会議等に参加し、県の動きや他圏域の協議会の状況等を情報提供したり、先進事例を紹介して視察に同行することもあります。

担い手の確保に関しては、市町村から市民後見人養成研修を実施してほしいという声を受けて、「長野県成年後見人養成研修カリキュラム」を作成し、基礎研修についてはオンデマンド配信とすることで市町村が市民後見人養成に取り組みやすいようサポートしました。また、山間部の町村から法人後見の立ち上げに向けてアドバイスが欲しいと依頼があり、中核機関と連携して法人後見に関する委員会等を継続的に開催しました。これにより、法人後見の受任体制の整備が1町1村で進みつつあります。

長野県では、中核機関は既に全市町村整備の目途がついていますが、各市町村での予算確保や、中核機関整備後の実際の運営や権利擁護ネットワークの拡大等が課題となっており、引き続き市町村や各圏域への支援を進めていきます。



#### 県社協との連携について

- 役割の整理
  - ・中核機関の運営方法やネットワーク拡大に関すること ⇒ 県社協
  - ・困難事件等の実務に関すること ⇒ 県社協
  - ・補助金や制度に関すること ⇒ 県
- 成果
  - ・委託することでノウハウの蓄積ができる（行政は異動がある）
- 課題
  - ・アドバイザー派遣だけでは解決できないことがあり、行政として成年後見制度をどうしていくかがない場合がある（主体がわかりづらい）
  - ・地方交付税措置されているが、市町村での予算確保が難しい状況があり、委託先の運営が厳しい場合もある
  - ・中核機関設置後もネットワーク拡大や運営等の課題がある

交流会の報告スライドから





### 第3回交流会

#### 意思決定支援の浸透のための取組



令和6年11月20日に開催された第3回都道府県交流会では、「意思決定支援の浸透のための取組」をテーマに、岩手県保健福祉部地域福祉課主任主査 佐藤 公行氏、主事 高橋 ゆきの氏、岩手県社会福祉協議会生活支援相談室専門員 田口美樹氏からご報告いただきました。

声が聞かれました。一方で、「成年後見制度について、関係機関も家族も本人も十分に理解していないと感じる」という意見もあり、基本的な制度の内容理解も必要だということや、関係機関のなかでも意思決定支援に関する温度差があり、取り組みの動機づけをしていく必要があるということを感じました。

#### 身近な事例を通じて学ぶことで共通認識を持つ

令和5年度は、要望の多かった集合形式とし、県の成年後見制度利用促進ネットワーク会議の構成員の協力を得て、福祉関係者や中核機関の職員、日常生活自立支援事業の専門員に登壇いただきパネルディスカッションを行いました。参加者が普段から連携している支援関係者から具体的な事例を交えて話していただくことで共通認識の醸成が図られるとともに、チーム支援の重要性を共有することができました。

終了後のアンケートでも、「日常における意思決定支援の重要性を再認識した」などの肯定的な意見が見られましたが、「日々の業務量が多く、丁寧な関わりができない」といった意見もあり、理想と現実のギャップも浮き彫りになりました。

今後、権利擁護支援のニーズがより顕在化していくことが見込まれるなか、1人1人に寄り添った支援を実現していくためにも、引き続き意思決定支援浸透に向けた研修を開催していくとしています。

#### 岩手県内の中核機関の整備状況

令和6年度に、県内33市町村すべてにおいて中核機関の整備が完了しました。単独・直営での整備が4市町、単独・委託での整備が1町、広域・委託での整備が28市町村となっています。

#### 幅広い福祉関係者を対象に

##### 意思決定支援に関する研修を実施

岩手県では、平成30年度から「成年後見制度利用促進フォーラム」を年に1回開催してきましたが、令和4年度からは専門職対象の研修に切り替え、意思決定支援の基本的な考え方について共通認識を持つことをねらいとしたプログラムを実施しています。本研修は、成年後見等の受任者に限らず、市町村、中核機関、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、福祉事業所、市町村社協など幅広い関係者を対象としています。

#### 研修プログラムの工夫

研修への見直しを行った初年度（令和4年度）は、コロナ禍の影響もあり、オンライン開催となりましたが、講義を聞いて情報をインプットするだけでなく、参加者がアウトプットできる時間を作りたいと考え、ブレイクアウトルームを活用したグループワークの時間を設けました。終了後のアンケートでは、「意思決定支援の指針を持つことができた」、「チーム支援の大切さがわかった」などの

#### 令和5年度の研修内容

開催日時：令和6年11月12日 13:00～16:30（集合開催）  
参加者：179名（市町村、中核機関、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所職員、高齢者・障がい者福祉事業所等職員、市町村社会福祉協議会職員、その他専門職 等）

内容	対応者・講師	備考
講義（1時間） 「権利擁護と意思決定支援 ～意思決定支援ガイドラインの概要～」	岩手県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ岩手	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の概要</li> <li>意思決定支援の必要性</li> <li>意思決定支援ガイドラインの概要</li> <li>パネルディスカッションに向けての導入として講義をいただいた。</li> </ul>
パネルディスカッション（2時間） 「権利擁護と意思決定支援 ～意思決定支援の実践～」	パネリスト <ul style="list-style-type: none"> <li>中核機関職員（NPO法人）</li> <li>地域包括支援センター職員</li> <li>相談支援事業所職員</li> <li>日常生活自立支援事業専門員</li> </ul> コーディネーター 権利擁護センターばあとなあ岩手	<ul style="list-style-type: none"> <li>機関における意思決定支援の取組（成年後見制度に関わらない取組・後見制度の利用につながった事例における取組</li> <li>プロセスや工夫、課題等）</li> <li>より適切な意思決定支援に向けて取り組みたいこと、参事の関係者と共有したいこと、</li> <li>各パネリストとも、「本人の日常生活から適切な環境の下意思決定を支援できるようにチームを組んで関わりたい。」とのこと。</li> </ul>
閉会		

交流会の報告スライドから





4. K-ねっとQ&A



Question 01

重層的支援体制整備事業と中核機関はどのようにかかわっていけばよいのでしょうか。

Answer



成年後見制度利用促進と重層的支援体制整備事業は、「地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む」という共通点があります。二つの事業が密接に連携することは、双方に効果があるといえます。

重層的支援体制整備事業で実施される重層的支援会議では、複合化・複雑化した事例について多機関で解きほぐしを行い支援方針を検討しますが、そうした事例の中には、権利擁護、成年後見制度の必要な事例が含まれると考えられます。中核機関がこの会議に参加することで、適切な成年後見制度の利用や権利擁護の支援が可能となります。

また、重層的支援体制整備事業においても多機関の協働が求められているところであり、それは中核機関がコーディネートを行う地域連携ネットワークとも重なるところがあります。

中核機関と重層的支援体制整備事業の連携は、地域人材や関係する専門職の負担軽減につながるとともに、関係者の成年後見制度利用促進への理解を深めることに寄与します。

※重層的支援体制整備事業は、自治体の任意事業ですので、全ての自治体が実施しているものではありません。

参考

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について  
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/kitei/pdf/jimuren0329-6.pdf>



Question 02

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

Answer



中核機関等が行う市民後見人へのサポートとして、後見業務や家庭裁判所に提出する書類作成等に関する相談に応じるほか、被後見人等との関係性や信頼関係づくりについて助言したり、制度や福祉サービス等の後見業務に必要な知識に関する研修会の開催などは、活動の質の向上につながります。市民後見人の後見監督人となっている社会福祉協議会もあります。

さらに、活動費用の負担軽減のため、保険料や活動報酬の助成なども市民後見人の活動のサポートとなるものです。

参考

第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P22（保険についての記載）

- ・後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

権利擁護支援体制 **Kねっと事務局**  
全国ネット (運営：社会福祉法人全国社会福祉協議会)



03-3580-1755

受付時間：月曜～金曜 9:30-17:30



k-net@shakyo.or.jp

🔍 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進



厚生労働省のホームページでは次のような情報を掲載しています。

- 成年後見制度利用促進会議・専門家会議●基本計画・施策の実施状況等●資料・各種手引き等
- 成年後見制度利用促進ニュースレター●自治体事例紹介●意思決定支援に関するガイドライン等●通知・事務連絡等(令和3年3月以降)